

事務総局会議（第4回）議事録

|     |   |
|-----|---|
| 日時  | 令和3年2月9日（火）午前10時00分～午前10時10分  |
| 場所  | 総局会議室   |
| 出席者 | 中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官 |
| 議事  | 高等裁判所長官事務打合せの開催について<br>村田総務局長説明（資料）   |
| 結果  | ◎ 了承  |

秘書課長 大須賀 寛之

高等裁判所長官事務打合せ開催要領（案）

1 主催 最高裁判所

2 期日 令和 3 年 3 月 12 日（金）

3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。

4 協議事項 当面の司法行政上の諸問題について

5 出席者 高等裁判所長官 8 人

随員 高等裁判所事務局長 8 人

6 日程

| 日<br>(曜日)   | 時間                |
|-------------|-------------------|
|             | 13 : 30 ~ 16 : 00 |
| 12 日<br>(金) | 最高裁判所長官挨拶<br>全体協議 |

事務総局会議（第5回）議事録

|     |   |
|-----|---|
| 日時  | 令和3年2月16日（火）午前10時00分～午前11時41分   |
| 場所  | 総局会議室   |
| 出席者 | 中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、石井総務局第一課長   |
| 議事  | <p>1 第一小法廷の弁論に大法廷の法廷を使用する件について<br/>村田総務局長説明（資料第1）</p> <p>2 令和3会計年度における協議会等開催計画について<br/>村田総務局長説明（資料第2）</p> <p>3 民事調停委員、司法委員等に関する研修会・研究会の開催等について<br/>門田民事局長説明（資料第3）</p> <p>4 民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）の改正等に関する要綱について<br/>門田民事局長説明</p> <p>5 國際知財司法シンポジウム2021の開催について<br/>門田行政局長説明（資料第4）</p> <p>6 離婚及びこれに関連する家族法制の見直しに関する法制審議会への諮問について<br/>手嶋家庭局長説明（資料第5）</p> <p>7 家事調停委員、参与員等に関する研修会・研究会の開催について<br/>手嶋家庭局長説明（資料第6）</p> |
| 結果  | <p>◎ 裁判官会議付議 1, 4, 6</p> <p>◎ 了承 2, 3, 5, 7</p>   |

秘書課長 大須賀寛



第一小法廷の弁論に大法廷の法廷を使用する件について

第一小法廷において2月2・5日実施の弁論に大法廷の法廷を使用する。

令和3会計年度における協議会等開催計画

（中央協議会等）

| 番号 | 種別                  | 開催時期                    | 会期   | 協議事項   | 協議員等   | 所管局課       | 総人員  |
|----|---------------------|-------------------------|------|--|--|------------|------|
| 1  | 長官、所長会同             | 6月16日、<br>17日           | 2日   | 当面の司法行政上の諸問題   | 高裁長官、地裁・家裁所長   | 総務局        | 84人  |
| 2  | 長官事務打合せ             | 11月18日、<br>19日          | 2日   | 司法行政上の諸問題  | 高裁長官   | 総務局        | 8人   |
| 3  | 長官事務打合せ             | 3月10日<br>(予備日：3月4日、18日) | 1日   | 司法行政上の諸問題  | 高裁長官   | 総務局        | 8人   |
| 4  | 高裁事務局長事務打合せ         | 10月1日、<br>3月3日<br>(2回)  | 1日   | 司法行政上の諸問題  | 高裁事務局長   | 総務局        | 8人   |
| 5  | 高裁総務課長等事務打合せ        | 11月11日                  | 1日   | 総務事務全般の連絡協議  | 高裁総務課長及び文書企画官  | 総務局        | 16人  |
| 6  | 高裁首席書記官事務打合せ        | 11月4日                   | 1日   | 書記官事務全般の連絡協議   | 高裁の民事首席書記官及び刑事首席書記官  | 総務局        | 16人  |
| 7  | 人事関係等事務打合せ（高裁事務局次長） | 5月28日                   | 1日   | 人事行政等事務全般の連絡協議<br>(テレビ会議)  | 高裁事務局次長  | 人事局        | 8人   |
| 8  | 人事事務打合せ（高裁人事課長）     | 10月13日、<br>14日          | 2日   | 人事行政事務全般の連絡協議  | 高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人   | 人事局        | 16人  |
| 9  | 人事事務打合せ（高裁人事課長）     | 2月15日、<br>16日           | 2日   | 人事行政事務全般の連絡協議  | 高裁人事課長及び同課企画官又は同課課長補佐のうちいずれか1人   | 人事局        | 16人  |
| 10 | 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長） | 9月15日、<br>16日           | 2日   | 経理行政等事務全般の連絡協議   | 高裁事務局次長  | 経理局        | 8人   |
| 11 | 経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長） | 1月19日、<br>20日           | 2日   | 経理行政等事務全般の連絡協議   | 高裁事務局次長  | 経理局        | 8人   |
| 12 | 経理事務打合せ（高裁会計課長）     | 10月14日、<br>15日          | 2日   | 経理行政事務全般の連絡協議  | 高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人                                | 経理局        | 16人  |
| 13 | 経理事務打合せ（高裁会計課長）     | 2月15日、<br>16日           | 2日   | 経理行政事務全般の連絡協議  | 高裁会計課長及び総括企画官、会計課企画官、同課課長補佐又は同課専門官のうちいずれか1人                                | 経理局        | 16人  |
| 14 | 専門部等裁判官事務打合せ        | 9月2日                    | 1日   | 1 専門訴訟の審理運営上の課題（審理運営のプラクティスの集積・共有の在り方、専門的知見の効果的な取得・活用の在り方等）と方策について<br>2 専門部等非設置府を含む裁判所全体の専門訴訟の審理運営の改善を図るために取り組むべき課題と方策について<br>3 民事訴訟全般の審理運営の改善を図るために専門部等が果たし得る役割について | 各地裁の民事部のうち、医療、建築、商事、交通、行政、労働、知財事件を担当する専門部又は集中部の部総括又は右陪席裁判官（各専門分野から原則として1名） | 民事局<br>行政局 | 約50人 |
| 15 | 調停委員協議会             | 5月27日                   | 0.5日 | 調停制度の在り方に関し考慮すべき事項<br>(テレビ会議)  | 民事調停委員、家事調停委員  | 民事局<br>家庭局 | 約30人 |

| 番号 | 種別                    | 開催時期      | 会期            | 協議事項  | 協議員等  | 所管局課 | 総人員            |
|----|-----------------------|-----------|---------------|---|---|------|----------------|
| 16 | 簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ  | 9月1日, 15日 | 0. 5日<br>(2回) | 簡裁民事事件の現状と課題<br>1 簡裁民事訴訟の審理運営を向上させる施策について<br>2 民事調停委員の人材確保のための施策について<br>(テレビ会議) | 1 各地裁の民事事件担当の裁判官各1人<br>2 各地裁管内の簡裁の民事事件担当の裁判官各1人<br>3 各地裁管内の簡裁の民事事件担当の主任書記官各1人<br>※簡裁裁判官及び主任書記官は、本庁所在地簡裁の者に限定しない。  | 民事局  | 150人<br>(各75人) |
| 17 | 民事執行事件及び倒産事件担当者等事務打合せ | 12月9日     | 1日            | 1 民事執行事件の運用上考慮すべき事項<br>2 倒産事件の運用上考慮すべき事項  | 1 東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松各地裁の執行・倒産担当の裁判官各1人（執行事件と倒産事件を担当している部が異なる場合には、2人とすることもできる。）<br>2 1の各地裁の民事次席書記官、総括主任書記官又は主任書記官各1人<br>3 1の各地裁の総括執行官各1人 | 民事局  | 約40人           |
| 18 | 首席家庭裁判所調査官事務打合せ       | 5月21日     | 1日            | 高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項                                       | 高裁の所在地を管轄する家裁の首席家庭裁判所調査官  | 家庭局  | 8人             |
| 19 | 後見関係事件事務打合せ           | 7月7日      | 1日            | 後見関係事件の運用に関する連絡協議<br>(テレビ会議)  | 1 高裁の民事次席書記官1名<br>2 高裁の総務課長又は総務課課長補佐のいずれか1名<br>3 高裁の所在地を管轄する家裁の部総括裁判官又は上席裁判官のいずれか1名<br>4 高裁の所在地を管轄する家裁の家事の首席書記官又は家事の次席書記官のいずれか1名<br>5 高裁の所在地を管轄する家裁の総務課長1名      | 家庭局  | 40人            |

## (ブロック協議会等)

## 令和3会計年度における協議会等開催計画

| 番号 | 種別               | 開催時期                   | 会期    | 協議事項                                | 協議員等   | 開催地                      | 所管局課       | 総人員    |
|----|------------------|------------------------|-------|-------------------------------------|--|--------------------------|------------|--------|
| 1  | 総務課長等協議会         | 12月～翌年2月               | 1日    | 総務事務全般に関する諸問題                       | 1 高地家裁総務課長<br>2 高地家裁文書企画官, 高地家裁総務課長補佐, 専門官のうち高裁が相当と認めるもの | 各高裁所在地から開催地を選定予定(合同開催)   | 総務局        | 約118人  |
| 2  | 首席書記官等協議会        | 1月～2月                  | 1日    | 書記官事務について, 首席書記官として考慮すべき事項等         | 高地家裁の首席書記官及び地家裁の裁判官(具体的な対象範囲は未定)                         | 各高裁所在地から開催地を選定予定(一部合同開催) | 総務局        | 未定     |
| 3  | 人事関係事務協議会        | (未定)                   | 1日    | 人事事務の処理に際し考慮すべき事項                   | 高裁の事務局次長及び人事課長, 地家裁の事務局長                                 | 各高裁所在地から開催地を複数選定(合同開催)   | 人事局        | 116人   |
| 4  | 人事管理協議会          | 9月～10月                 | 1日    | 人事管理上の諸問題                           | 高裁の事務局次長及び人事課長, 地家裁の事務局次長                                | 各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催) | 人事局        | 約130人  |
| 5  | 人事担当課長等協議会       | 10月～12月                | 1日    | 人事事務全般に関する諸問題                       | 1 各高等裁判所の人事課長及び人事課課長補佐等<br>2 各地方裁判所及び各家庭裁判所の人事担当課長       | 各高裁所在地から開催地を選定予定         | 人事局        | 116人   |
| 6  | 経理関係事務協議会        | (未定)                   | 0.5日  | 経理事務の処理に際し考慮すべき事項                   | 高裁の事務局次長及び会計課長, 地家裁の事務局長                                 | 各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催) | 経理局        | 116人   |
| 7  | 会計課長協議会          | 1月～2月                  | 1日    | 予算の適正執行及び効率的執行に際し, 考慮すべき事項          | 高裁の会計課長及び地家裁の会計課長  | 各高裁所在地から開催地を複数選定予定(合同開催) | 経理局        | 61人    |
| 8  | 簡易裁判所民事実務研究会     | 各地裁で決定<br>(6月～翌年3月)    | 1日～2日 | 簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に際し実務上考慮すべき事項     | 簡裁の裁判官及び書記官, 民事調停委員, 司法委員                                | 各地裁                      | 民事局        | 各地裁で決定 |
| 9  | 新任民事調停委員研修会      | 各地裁で決定<br>(原則として4月～7月) | 2日    | 民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得               | 新任民事調停委員   | 各地裁                      | 民事局        | 各地裁で決定 |
| 10 | 新任民事調停委員ケース研究会   | 各地裁で決定<br>(6月～翌年3月)    | 1日    | 民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得 | 新任民事調停委員   | 各地裁                      | 民事局        | 各地裁で決定 |
| 11 | 民事調停委員研究会        | 各地裁で決定<br>(6月～翌年3月)    | 1日～2日 | 民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得         | 2年ないし3年程度の実務経験のある民事調停委員                                  | 各地裁                      | 民事局        | 各地裁で決定 |
| 12 | 民事調停委員ケース研究会     | 各地裁で決定<br>(6月～翌年3月)    | 1日～2日 | 民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得 | 民事調停委員   | 各地裁                      | 民事局        | 各地裁で決定 |
| 13 | 調停運営協議会及び調停委員表彰式 | 各地裁で決定<br>(9月～11月)     | 1日    | 1 民事・家事調停の運営に際し考慮すべき事項<br>2 高裁長官表彰  | 各地裁及び家裁管内の調停協会において指導的地位にある調停委員                           | 各高裁                      | 民事局<br>家庭局 | 各高裁で決定 |

| 番号 | 種別                                | 開催時期                  | 会期    | 協議事項  | 協議員等   | 開催地  | 所管局課                     | 総人員       |
|----|-----------------------------------|-----------------------|-------|---|--|--|--------------------------|-----------|
| 14 | 鑑定委員協議会                           | 開催する地裁で決定<br>(6月～12月) | 1日    | 借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項                                     | 東京及び大阪各地裁の鑑定委員   | 開催する地裁で決定  | 民事局                      | 開催する地裁で決定 |
| 15 | 新任司法委員研修会                         | 各地裁で決定<br>(1月～3月)     | 0. 5日 | 司法委員としての職務につき必要な基礎的知識の習得                                | 新任司法委員   | 各地裁  | 民事局                      | 各地裁で決定    |
| 16 | 司法委員研究会                           | 各地裁で決定<br>(6月～翌年3月)   | 1日～2日 | 司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得                            | 司法委員   | 各地裁  | 民事局                      | 各地裁で決定    |
| 17 | 管財人等協議会                           | 各地裁で決定<br>(9月～翌年3月)   | 1日    | 倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項                                 | 破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等   | 各地裁  | 民事局                      | 各地裁で決定    |
| 18 | 民事事件担当裁判官等協議会                     | 1月～2月                 | 1日    | 民事訴訟手続の更なる運営改善に向けて、争点中心の審理を実現するための課題と方策等について            | 1 全地方裁判所の民事事件を担当する部総括裁判官及び右陪席裁判官各1名<br>2 全地方裁判所の次席書記官又は主任書記官<br>3 各ブロックの高等裁判所の裁判官1名、首席書記官        | (合同開催)<br>東京<br>(東京, 札幌)<br>大阪<br>(大阪, 仙台)<br>名古屋<br>(名古屋, 広島)<br>福岡<br>(福岡, 高松) | 民事局                      | 166人      |
| 19 | 刑事事件担当裁判官協議会                      | 1月～2月                 | 1日    | 1 裁判員裁判の運用上の課題<br>2 その他刑事事件の処理に関し考慮すべき事項                | 刑事事件担当の高裁・地裁の裁判官   | (合同開催) 4高裁で開催(開催地は未定)  | 刑事局                      | 68人       |
| 20 | 刑事鑑定研究会                           | 各地裁で決定<br>(6月～翌年3月)   | 0. 5日 | 刑事事件の鑑定を巡る諸問題   | 学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官  | 各地裁  | 刑事局                      | 各地裁で決定    |
| 21 | 心神喪失者等医療観察法関係研究協議会                | 各地裁で決定<br>(9月～翌年3月)   | 0. 5日 | 医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に關して考慮すべき事項                | 精神保健判定医及び精神保健參與員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官  | 各地裁  | 刑事局                      | 各地裁で決定    |
| 22 | 犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会 | 各高裁で決定<br>(6月～翌年3月)   | 0. 5日 | 犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等 | 意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員(高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定) | 各高裁  | 刑事局<br>家庭局               | 各高裁で決定    |
| 23 | 法廷通訳基礎研修                          | 各地裁で決定<br>(4月～翌年3月)   | 1日    | 法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得       | 通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官                             | 各地裁  | 刑事局<br>民事局<br>行政局<br>家庭局 | 各地裁で決定    |
| 24 | 法廷通訳セミナー                          | 各高裁で決定<br>(6月～翌年3月)   | 2日    | 中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得                      | 通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官   | 各高裁所在地にある地裁<br>(東京, 大阪各高裁においては、それぞれの高裁が定める管内の地裁)                                 | 刑事局<br>民事局<br>行政局<br>家庭局 | 各高裁で決定    |

| 番号 | 種別                   | 開催時期                     | 会期    | 協議事項                               | 協議員等  | 開催地                           | 所管局                      | 総人員     |
|----|----------------------|--------------------------|-------|------------------------------------|---|-------------------------------|--------------------------|---------|
| 25 | 法廷通訳フォローアップセミナー      | 東京、大阪各高裁で決定<br>(6月～翌年3月) | 2日    | 上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得 | 通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官  | 東京、大阪各地裁                      | 刑事局<br>民事局<br>行政局<br>家庭局 | 各高裁で決定  |
| 26 | 保護観察に関する連絡協議会        | 各地裁で決定 (7月～翌年3月)         | 0. 5日 | 1 保護観察の実情について<br>2 その他             | 刑事事件担当の地裁・簡裁の裁判官、裁判所書記官及び保護観察所の職員   | 各地裁                           | 刑事局                      | 各地裁で決定  |
| 27 | 簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会    | 10月～12月                  | 1日    | 1 刑事事件の運用に関し考慮すべき事項<br>2 その他       | 刑事事件担当の簡裁裁判官、開催地所在の地裁裁判官  | (合同開催) 4高裁で開催 (開催地は未定)        | 刑事局                      | 108人    |
| 28 | 検察審査会事務局長研究会         | 6月～10月                   | 0. 5日 | 検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討 | 地裁本庁所在地の検察審査会 (複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)の事務局長   | (一部合同開催)<br>3～4高裁で開催 (開催地は未定) | 刑事局                      | 50人     |
| 29 | 労働審判員研修会             | 各地裁で決定<br>(原則として4月～6月)   | 1日    | 労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得              | 新任労働審判員   | 各地裁                           | 行政局                      | 各地裁で決定  |
| 30 | 労働審判員研究会             | 各地裁で決定<br>(原則として9月～12月)  | 1日    | 労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得              | 労働審判員   | 各地裁                           | 行政局                      | 各地裁で決定  |
| 31 | 知的財産権訴訟研究会           | 10月～12月                  | 0. 5日 | 知的財産権訴訟について考慮すべき実務上の諸問題            | 知財高裁の裁判官並びに大阪高裁、東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官<br>(注) 主催は知財高裁  | 東京高裁<br>(知財高裁)                | 行政局                      | 22人     |
| 32 | 知的財産権関係事件担当専門委員実務研究会 | 9月～12月                   | 0. 5日 | 知的財産権関係事件における専門委員の関与の在り方           | 1 知財高裁の裁判官並びに東京及び大阪各地裁の知的財産権関係事件を担当する裁判官<br>2 知的財産権関係事件を担当する専門委員 (知的財産権関係事件に関与したことがある者及び本研究会への出席を希望する者に限る)<br>(注) 主催は知財高裁 | 東京高裁<br>(知財高裁)                | 行政局                      | 知財高裁で決定 |
| 33 | 新任家事調停委員研修会          | 各家裁で決定 (原則として4月～7月)      | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得             | 新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員  | 各家裁の本庁又は支部                    | 家庭局                      | 各家裁で決定  |
| 34 | 家事調停委員研究会            | 各家裁で決定 (6月～翌年3月)         | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得            | 家事調停委員  | 各家裁の本庁又は支部                    | 家庭局                      | 各家裁で決定  |

| 番号 | 種別            | 開催時期            | 会期    | 協議事項                                    | 協議員等  | 開催地   | 所管局 | 総人員    |
|----|---------------|-----------------|-------|---|---|---|-----|--------|
| 35 | 家事調停委員ケース研究会  | 各家裁で決定（6月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得          | 家事調停委員  | 各家裁の本庁又は支部  | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 36 | 家庭裁判所家事実務研究会  | 各家裁で決定（6月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事事件の処理に關し考慮すべき事項                       | 家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、參與員  | 各家裁の本庁又は支部  | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 37 | 家事関係機関との連絡協議会 | 各家裁で決定（4月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事事件の処理に關して連絡調整を要する事項                   | 家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、福祉関係、医療関係、その他協議事項に關連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定       | 各家裁で決定  | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 38 | 少年関係機関との連絡協議会 | 各家裁で決定（4月～翌年3月） | 1日～2日 | 少年事件の処理に關して連絡調整を要する事項                   | 家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、保護関係、教育関係及び警察関係、その他協議事項に關連する機関・団体の職員の中から、各家裁の実情等を考慮して選定 | 各家裁で決定  | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 39 | 新任參與員研修会      | 各家裁で決定（1月～3月）   | 1日～2日 | 家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な基礎的知識の習得         | 新任參與員又はこれに準ずる參與員  | 各家裁の本庁又は支部  | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 40 | 參與員研究会        | 各家裁で決定（6月～翌年3月） | 1日～2日 | 家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得         | 參與員   | 各家裁の本庁又は支部  | 家庭局 | 各家裁で決定 |
| 41 | 首席家庭裁判所調査官協議会 | 1月～2月           | 1日    | 首席家庭裁判所調査官の執務及び家庭裁判所調査官の調査事務等に關し考慮すべき事項 | 首席家庭裁判所調査官  | (合同開催)※予定<br>東京（東京、仙台）<br>大阪（大阪、札幌）<br>名古屋（名古屋、高松）<br>福岡（福岡、広島） | 家庭局 | 50人    |
| 42 | 家事事件担当裁判官等協議会 | 各高裁で決定（1月～2月）   | 1日    | 家事事件の運用上の諸問題                            | 高裁管内の家裁において家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官  | (合同開催)4～5高裁で開催（開催地は未定）  | 家庭局 | 各高裁で決定 |

(令和3.2.16民二印)

民事調停委員、司法委員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 研修会・研究会の名称等  
別紙研修事項等一覧表記載のとおり
- 3 期日 以下の各期間において、各地方裁判所の定める日
  - (1) 新任民事調停委員研修会につき、令和3年4月から同年7月までの間の2日及び必要がある場合には更に同年10月から同年12月までの間の2日
  - (2) 新任民事調停委員ケース研究会につき、令和3年6月から令和4年3月までの間の1日
  - (3) 次の研究会につき、令和3年6月から令和4年3月までの間の1日～2日
    - ・民事調停委員研究会
    - ・民事調停委員ケース研究会
    - ・司法委員研究会
    - ・簡易裁判所民事実務研究会
  - (4) 新任司法委員研修会につき、令和4年1月から同年3月までの間の0.5日
- 4 場所 各地方裁判所の本庁、支部又は管内の簡易裁判所

別紙 研修事項等一覧表

| 名 称            | 研 修 事 項・研 究 事 項   | 出 席 者   |
|----------------|---|---|
| 新任民事調停委員研修会    | (1) 調停委員の基本的な役割と心構え、服務規律<br>(2) 調停制度のあらまし<br>(3) 民事調停事件の処理につき必要な基礎知識<br>(4) 利用者のニーズに応える調停運営の在り方   | 各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者  |
| 新任民事調停委員ケース研究会 | 基本的な事例を題材とした模擬調停（事前評議、事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各実践）   | 新任民事調停委員研修会に参加した、各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の新任の民事調停委員及びこれに準ずる者   |
| 民事調停委員研究会      | (1) 民事調停委員としての基本姿勢<br>(2) 民事調停事件の処理に必要な応用的知識<br>(3) 利用者のニーズに応える調停運営実現のために、民事調停委員に求められる役割          | 各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員で、任命後、実務を二、三年程度経験した者<br>各地方裁判所の定める人数  |
| 民事調停委員ケース研究会   | 応用的な事例を題材とした模擬調停（事前評議、当事者からの事情聴取、事実認定及びこれに基づく解決案の策定の各実践）  | 各地方裁判所又は管内の各簡易裁判所の民事調停委員<br>(既に民事調停委員研究会への参加経験のある者を主に対象)<br>各地方裁判所の定める人数                                  |
| 司法委員研究会        | (1) 一般市民間の民事訴訟事件の処理に関する諸問題<br>(2) 交通損害賠償事件の処理に関する諸問題<br>(3) 司法委員と裁判官の連携の在り方                       | 各地方裁判所の司法委員候補者で、選任後、実務を1年以上経験した者<br>各地方裁判所の定める人数  |
| 簡易裁判所民事実務研究会   | (1) 事実認定、解決案（和解案）の策定、当事者の説得調整、これらの前提となる裁判官との充実した評議に関する諸問題<br>(2) 簡易裁判所の紛争解決機能を高めるための庁としての取組及びその課題 | ・ 研究会開催地にある簡易裁判所の民事事件担当の裁判官及び裁判所書記官<br>各地方裁判所の定める人数<br>・ 各地方裁判所の司法委員候補者及び管内の各簡易裁判所の民事調停委員<br>各地方裁判所の定める人数 |
| 新任司法委員研修会      | (1) 司法委員制度のあらまし<br>(2) 司法委員としての役割と心構え、服務規律<br>(3) 司法委員として必要な民事訴訟事件の基礎知識                           | 各地方裁判所において、令和4年1月1日付けで新たに選任された司法委員候補者及びこれに準ずる者  |

(令和3. 2. 16 民二印)

鑑定委員協議会の開催について

- 1 主催 東京、大阪各地方裁判所
- 2 期日 令和3年6月から同年12月までの間の1日
- 3 場所 主催の各地方裁判所
- 4 協議事項 借地非訟事件の処理に関し考慮すべき事項
- 5 協議員 主催の各地方裁判所の鑑定委員候補者 各地方裁判所の定める人数

(令和3. 2. 16行一印)

国際知財司法シンポジウム 2021 の開催について

- 1 主催 最高裁判所, 知的財産高等裁判所, 法務省, 特許庁, 日本弁護士連合会及び弁護士知財ネット
- 2 日程 令和3年10月19日（火）から同月22日（金）までの4日間
- 3 場所 弁護士会館講堂クレオ等
- 4 内容 アジアを中心とした国々における知的財産紛争の解決に関する事項
- 5 参加者等
  - (1) 被招へい者 中華人民共和国, 大韓民国, インド及びASEAN加盟10か国（インドネシア共和国, カンボジア王国, シンガポール共和国, タイ王国, フィリピン共和国, ブルネイ・ダルサラーム国, ベトナム社会主義共和国, マレーシア, ミャンマー連邦共和国及びラオス人民民主共和国）の裁判官等の司法関係者  
※ 来日困難な被招へい者については、ウェブで参加
  - (2) 傍聴人 国内外の法曹関係者, 研究者及び知的財産制度に関心を有する民間企業関係者等  
※ クレオでの傍聴のほか, インターネットを通じて同時配信を予定

(3. 2. 16)

## 離婚及びこれに関連する家族法制の見直しについての法制審議会への諮問

### 1 法制審議会への諮問（令和3年2月10日）

#### (1) 諒問事項

「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われる所以、その要綱を示されたい。」

#### (2) 諒問に至った経緯

父母の離婚後の子の養育の在り方については、近時、国内外に様々な意見があり、国会においても度々議論されている。その背景には、父母の離婚によって生ずる子の貧困や非監護親と子との交流の欠如といった子の福祉に関わる問題、女性の社会進出や、育児の在り方・国民意識の多様化といった現下の社会情勢がある。

政府としては、平成23年の民法改正の際の両院法務委員会の附帯決議において、離婚後養育に関する我が国の法制度について検討を求めており、また、令和2年7月の「骨太方針」でも、養育費支払や面会交流実現の確保に向け所要の対応をすべきことが明記されている。

このような状況を踏まえ、令和元年11月から、公益社団法人商事法務研究会主催「家族法研究会」（座長・大村敦志学習院大学教授）が開催され、父母の離婚や別居後の子の養育の在り方に加え、子の養育等に関する他の家族法の課題（未成年養子制度及び財産分与制度）について、法務省も参加して議論が重ねられていた。

令和元年11月～令和3年2月 月1回ペースで14回開催

令和3年2月 報告書取りまとめ（予定）

もっとも、離婚及びこれに関連する家族法制の見直しは、国民生活に与える影響が大きく、見直しをする場合の方向性についても様々な考え方があり得ることから、法制審議会の意見を求めることがされた。

### 2 今後の予定

令和3年3月下旬～4月 部会で検討開始

その後のスケジュールは未定

### **3 法制審議会民法（家族法制）部会における主要な検討予定事項**

- (1) 父母の離婚後の子の養育の在り方
- (2) 未成年養子制度の見直し
- (3) 離婚に伴う財産分与制度の見直し

以上

(令和3. 2. 16 家二印)

家事調停委員、参与員等に関する研修会・研究会の開催について

- 1 主催 各家庭裁判所
- 2 期日 以下の各期日において、各家庭裁判所の定める日
- ①につき、令和3年4月から同年7月までの間の1日～2日及び必要がある場合には更に同年10月から同年12月までの間の1日～2日
- ②から⑤までにつき、令和3年6月から令和4年3月までの間の1日～2日
- ⑥につき、令和4年1月から同年3月までの間の1日～2日
- 3 場所 各家庭裁判所の本庁又は支部
- 4 研修会・研究会の名称等

| 番号 | 名称          | 研修事項・研究事項   | 出席者   |
|----|-------------|---|---|
| ①  | 新任家事調停委員研修会 | (1) 調停制度のあらまし<br>(2) 調停委員の役割と心構え、服務規律<br>(3) 家事調停事件の処理につき必要な基礎的知識<br>(4) 当事者対応における基本的留意事項<br>(5) 家事調停の運営における職種間連携の在り方<br>(6) その他家事調停事件の円滑な運営のために家事調停委員が留意すべき事項                                | 各家庭裁判所の新任の家事調停委員及びこれに準ずる者                       |
| ②  | 家事調停委員研究会   | (1) 家事調停を取り巻く状況と手続運営上の留意点<br>(2) 家事調停と人事訴訟の連携の在り方<br>(3) 子の監護に関する処分事件の処理に関する諸問題<br>(4) 遺産分割事件、寄与分事件、特別の寄与事件及び遺留分侵害額請求（遺留分減殺請求）事件の処理に関する諸問題<br>(5) 当事者対応における留意事項<br>(6) その他困難な家事調停事件の処理に関する諸問題 | 各家庭裁判所の家事調停委員（主に在任期間が二、三年の者を対象）<br>各家庭裁判所の定める人数 |

|   |              |  |  |
|---|--------------|--|--|
| ③ | 家事調停委員ケース研究会 | (1) 夫婦関係調整に関する事例<br>(2) 子の監護養育に関する事例<br>(3) 婚姻費用分担に関する事例<br>(4) 遺産分割、寄与分、特別の寄与及び遺留分侵害額請求（遺留分減殺請求）の処理に関する事例<br>(5) その他複雑困難な事例                       | 各家庭裁判所の家事調停委員（既に家事調停委員研究会への参加経験のある者など、経験豊富な者を対象）<br>各家庭裁判所の定める人数   |
| ④ | 参与員研究会       | (1) 人事訴訟事件の処理に関する諸問題<br>(2) 家事審判事件の処理に関する諸問題   | 各家庭裁判所の参与員候補者（主に一定の経験を積んだ者を対象）<br>各家庭裁判所の定める人数   |
| ⑤ | 家庭裁判所家事実務研究会 | (1) 家事調停事件の適正妥当な処理を図るため、家事調停委員が留意すべき事項<br>(2) 家事審判事件及び人事訴訟事件の適正妥当な処理を図るため、参与員が留意すべき事項<br>(3) 家庭裁判所の紛争解決機能の強化に向けた家事調停事件と家事審判事件及び人事訴訟事件の運営における連携の在り方 | (1) 各家庭裁判所の家事事件及び人事訴訟事件担当の裁判官、裁判所書記官及び家庭裁判所調査官<br>各家庭裁判所の定める人数<br>(2) 各家庭裁判所の参与員候補者及び家事調停委員（主に各庁において指導的、中心的な役割を果たしている者を対象）<br>各家庭裁判所の定める人数 |
| ⑥ | 新任参与員研修会     | (1) 参与員制度のあらまし<br>(2) 参与員としての役割及び心構え<br>(3) 参与員として必要な家事事件手続き法及び人事訴訟法の基礎知識  | 各家庭裁判所において、令和4年1月1日付けで新たに選任された参与員候補者及びこれに準ずる者  |

事務総局会議（第6回）議事録

|     |   |
|-----|---|
| 日時  | 令和3年2月22日（月）午後2時00分～午後2時31分   |
| 場所  | 総局会議室   |
| 出席者 | 中村事務総長、村田総務局長、徳岡人事局長、氏本経理局長、門田民事局長兼行政局長、市原刑事局第二課長、戸苅家庭局第一課長、大須賀秘書課長兼広報課長、杜下情報政策課長兼審議官、長崎審議官 |
| 議事  | 「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について<br>村田総務局長説明（資料）  |
| 結果  | ◎ 了承  |

秘書課長 大須賀 寛之

最高裁総一第 号

令和 3 年 月 日

最高裁判所事務総局局課長 殿  
司法研修所長 殿  
裁判所職員総合研修所長 殿  
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総長 中村 慎

「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部改正について  
(通達)

平成元年 3 月 22 日付け最高裁総一第 84 号事務総長通達「最高裁判所事務総局等の組織について」の一部を下記のように改正します。

記

別表「刑事局」の「第二課」の項中「規則制定係」を削り、「裁判員選任手続係」  
「裁判員選任手続係」  
を「令状事件係」に改める。  
「刑事手続 I T 化係」

付 記

この通達は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。